

知っていますか？

まちづくり 基本条例

まちづくりの担い手と
それぞれの役割・責務



市 民

- まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努める
- 発言や行動に責任を持つとともに、互いの意見や行動を尊重する
- 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識する
- 地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努める

情報共有

互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、共有する

参 加

市民は自主的かつ積極的にまちづくりに参加する

協 働

相互理解と信頼関係を築き、
協働でまちづくりを進める

問合せ 市民連携室

「岩見沢市まちづくり基本条例」は、「市民主体による自主自立のまちづくり」を基本理念として、まちづくりの担い手である市民、議会、市長などが、それぞれの役割と責務を果たしながら、協力してまちづくりを進めていくための基本ルールを定めたものです。平成27年4月の制定から3年経つこの条例を改めて紹介します。



議 会

- 市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策に反映させる
- 議会活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努める
- 市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に職務を遂行する



市 役 所
市 長 等

- 公正かつ誠実な市政を執行する
- 市民の意思を反映した市政運営を進める
- 地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努める
- 積極的に市民と連携して職務を遂行する
- 知識、技能等の向上に努める

まちづくり基本条例推進委員会の委員を募集

まちづくり基本条例の基本的事項である「情報共有」、「参加」、「協働」に関する取り組みに対して、意見などを述べていただき、まちづくり基本条例の推進を一緒に考えていただく委員を募集します。

委員の任期 委嘱の日から3年間

応募資格 市内に住所を有しているか、市内に在勤または在学中で、原則、平日に開催予定の会議に出席できる方

募集人数 2人以内（応募者多数の場合は選考）

応募方法 5月1日(火)から6月1日(金)の間に、所定の応募用紙に必要事項を記入し、「これからのまちづくり」をテーマとした作文を添えて、郵送、ファックス、Eメール、または持参（郵送の場合は、6月1日(金)必着）

※応募用紙および作文用紙は、市民連携室、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンターで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

報酬など 報酬と交通費を支給 結果通知 応募者全員に通知

応募・問合せ 〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市総務部市民連携室

FAX 23局 9977 Eメール renkei@i-hamanasu.jp

市民参加や協働は、皆さんの一歩から

広報いわみざわを読む、市ホームページを見る、説明会や講座で話を聞く、地域の活動に参加するなど、参加・協働にはさまざまな形があります。小さな取り組みでも、できる範囲で参加や活動することが、より良いまちづくりにつながります。

皆さんが、何気なく取り組んでいることでも、まちづくりに参加していることになるのです。その取り組みをさらに広げて、より良い岩見沢にいきましょう！